

- **作業灯を確保する。**
  - 照明ブリッジなどの高所に乗り込む際には、必ず作業灯をつけ安全を確保する。
  - 施設側は、各固定設備内に作業灯を設置する。
- **乗り込み前に携帯物を一時置きする場所を用意する。**
  - 施設側は、携帯物の落下事故を防ぐために、乗り込み前に携帯物を一時置きする場所を用意することが望ましい。

## 仮設構造物上

- **安全なアクセスの確保と十分な転倒防止策を講じる。**
  - イントレなどの仮設高所においては、作業員が安全に高所までアクセスできるよう図る。また、その仮設構造物自体には十分な転倒防止策を講じる。
- **仮設高所においても、ランヤード(命綱)を外さず作業できる設備を準備する。**
  - 仮設トラス、イントレなどの仮設高所においては、公演側スタッフの責任において、ハーネスもしくは安全帯のランヤード(命綱)を外すことなく作業できる設備(親綱等)、階段など安全な昇降経路を必要に応じて準備する。はしごなどを使って上り下りする場合には、ハーネスもしくは安全帯のランヤード(命綱)を有効にしながら昇降することが難しいため、セーフティブロックを使用するなどして、墜落防止を図る。
- **イントレなど足場作業に従事する作業員は、法令で義務づけられた講習を受講する。**
  - イントレなどの足場の組立・解体および変更作業に従事する作業員には、特別教育が法令で義務づけられており、各現場の安全衛生管理者は、それを遵守する。

### **i** 墜落制止用器具について

高所作業においては、墜落事故が起きないように努めると同時に、万一の墜落時に身体へのダメージを最小限に抑えるために、墜落制止用器具の着用が必須である。

フルハーネス型は、胴ベルト型安全帯に比べて身体へのダメージが小さく、2019年2月の法令改正により、フルハーネス型の着用が原則として義務付けられた。(ただし胴ベルト型の方が万一の落下時の地面への激突の危険が少なく、相対的に安全な場合

(高さ6.75m以下の場合)には、胴ベルトタイプも使用できる)

使用に際しては、ランヤード(命綱)にはエネルギーアブソーバーを装備すること、ランヤードをフッキングするポイントを作業位置よりも高い位置に取ること(落下距離を最小限にするため)、などに留意すること。また、体型に合ったサイズを使用し、点検を怠らないよう、各作業員が持参し使用する姿勢が求められる。